

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

秦野市建築基準条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 26 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

建築基準法の一部改正により、特定の建築物における構造計算の適合性判定事務について本市を経由する手続が廃止されたことに伴い、これに関係する手数料を廃止するとともに、条例で引用する条項及び用語を改めるため、改正するものであります。

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

秦野市建築基準条例（平成12年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第58条第2項中「別表第1第4項」を「別表第1第2項」に改める。

第58条の2を削る。

第59条第1項中「別表第1第4項」を「別表第1第2項」改め、同条第2項中「別表第1第5項」を「別表第1第3項」に改める。

第60条及び第61条中「法第18条第14項」を「法第18条第16項」に改める。

第62条中「法第18条第19項」を「法第18条第21項」に改める。

第63条中「法第18条第17項」を「法第18条第19項」に改める。

第66条第2項を削る。

別表第1中「、第58条の2」を削り、同表中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。

別表第5第1号中「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

（秦野市手数料条例の一部改正）

2 秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第7項第2号ウ及び第9項第2号ウ中「秦野市建築基準条例別表第1第4項」を「秦野市建築基準条例別表第1第2項」に改める。